

平成 30 事務年度における相続税の調査等の状況

令和元年12月
金沢国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況
- 2 平成 30 事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する調査状況
- 2 贈与税に対する調査状況

III 参考計表

- 1 相続税の実地調査に係る申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 相続税の実地調査に係る申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況

(1) 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成 28 年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は 280 件（平成 29 事務年度 304 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 252 件（平成 29 事務年度 278 件）で、非違割合は 90.0%（平成 29 事務年度 91.4%）となっています。

(2) 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 64 億 5,200 万円（平成 29 事務年度 75 億 2,800 万円）で、実地調査 1 件当たりでは 2,304 万円（平成 29 事務年度 2,476 万円）となっています。

(3) 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、金額が多い順番に、現金・預貯金等が 24 億 4,000 万円（平成 29 事務年度 25 億 8,200 万円）、土地が 9 億 4,400 万円（平成 29 事務年度 8 億 5,600 万円）、有価証券が 4 億 9,300 万円（平成 29 事務年度 11 億 6,800 万円）となっています。

(4) 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 10 億 400 万円（平成 29 事務年度 17 億 7,900 万円）で、実地調査 1 件当たりでは 358 万円（平成 29 事務年度 585 万円）となっています。

(5) 重加算税の賦課件数

重加算税の賦課件数は 38 件（平成 29 事務年度 43 件）、賦課割合は 15.1%（平成 29 事務年度 15.5%）となっています。

➤ 相続税の調査実績

項目		事務年度等		
		平成29事務年度	平成30事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 304	件 280	% 92.1
②	申告漏れ等の非違件数	件 278	件 252	% 90.6
③	非違割合 (②/①)	% 91.4	% 90.0	ポイント ▲ 1.4
④	重加算税賦課件数	件 43	件 38	% 88.4
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 15.5	% 15.1	ポイント ▲ 0.4
⑥	申告漏れ課税価格(注)	百万円 7,528	百万円 6,452	% 85.7
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 1,542	百万円 852	% 55.3
⑧	追徴税額	本税 百万円 1,511	百万円 856	% 56.7
⑨		加算税 百万円 269	百万円 147	% 54.6
⑩		合計 百万円 1,779	百万円 1,004	% 56.4
⑪	1 実地 件当 たり 調査	申告漏れ 課税価格 (⑥/①)(注) 万円 2,476	万円 2,304	% 93.1
⑫		追徴税額 (⑩/①) 万円 585	万円 358	% 61.2

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産の金額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 平成 30 事務年度における相続税の簡易な接触の状況

➤ 相続税の簡易な接触の状況

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施し、適正申告の確保に努めています。

平成 30 事務年度における簡易な接触の件数は 197 件（平成 29 事務年度 279 件）、このうち申告漏れ等の非違及び回答等があった件数は 121 件（平成 29 事務年度 169 件）で、この割合は 61.4%（平成 29 事務年度 60.6%）となっています。

➤ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成29事務年度	平成30事務年度		
①	簡易な接触件数	279 件	197 件	70.6 %	
②	申告漏れ等の非違件数	76 件	71 件	93.4 %	
③	回答等の件数(注1)	93 件	50 件	53.8 %	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数(②+③)	169 件	121 件	71.6 %	
⑤	非違及び回答等の割合(④/①)	60.6 %	61.4 %	0.8 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格(注2)	1,086 百万円	678 百万円	62.4 %	
⑦	追徴税額	本税	69 百万円	45 百万円	65.2 %
⑧		加算税	4 百万円	4 百万円	100.0 %
⑨		合計	74 百万円	49 百万円	66.2 %
⑩	1 簡易な接触に相当な接触	申告漏れ課税価格(⑥/①)(注2)	389 万円	344 万円	88.4 %
⑪		追徴税額(⑨/①)	26 万円	25 万円	96.2 %

(注1) 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

(注2) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産の金額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

Ⅱ 調査に係る主な取組

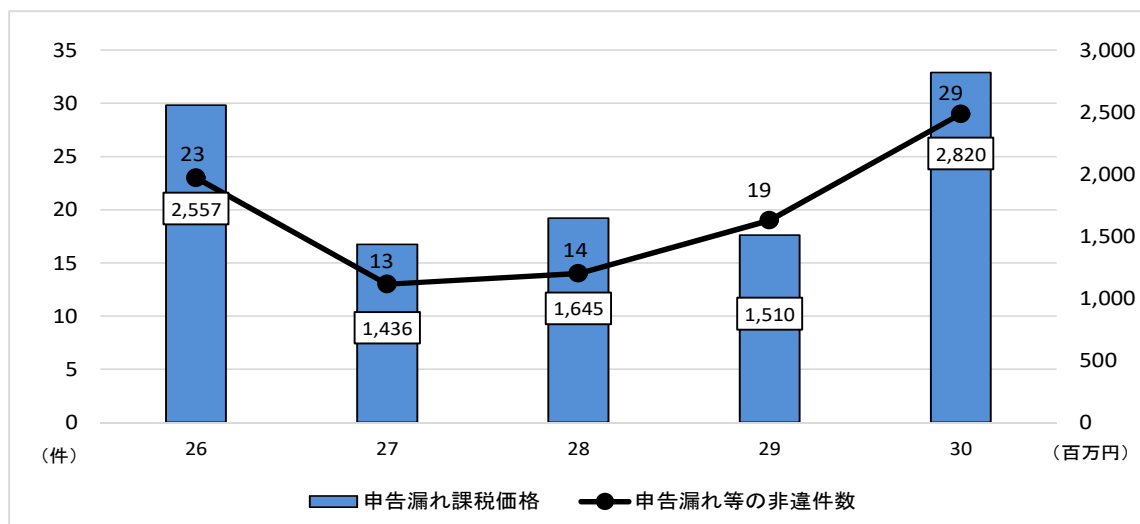
1 無申告事案に対する調査状況

- 無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、国税局では資料情報の更なる収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。
- 平成30事務年度においては、無申告事案に対する実地調査を32件（前年対比152.4%）実施しました。このうち、申告漏れ等の非違があったものは29件（同152.6%）、追徴税額の総額は2億1,900万円（同304.2%）となっています。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等			
		平成29事務年度	平成30事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	21件	32件	152.4%	
②	申告漏れ等の非違件数	19件	29件	152.6%	
③	非違割合 (②/①)	90.5%	90.6%	0.1ポイント	
④	申告漏れ課税価格	1,510百万円	2,820百万円	186.8%	
⑤	追徴税額	本税	60百万円	174百万円	290.0%
⑥		加算税	12百万円	46百万円	383.3%
⑦		合計	72百万円	219百万円	304.2%
⑧	1 実地 件当 たり 調査	申告漏れ課税価格 (④/①)	7,189万円	8,811万円	122.6%
⑨		追徴税額 (⑦/①)	342万円	685万円	200.3%

○ 無申告事案に係る調査事績の推移



2 贈与税に対する調査状況

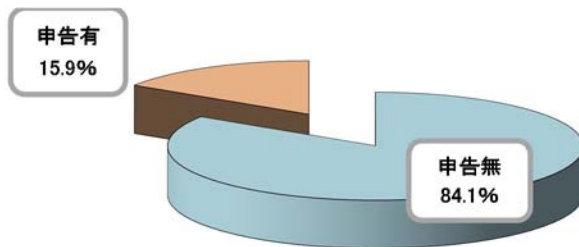
- 国税局では、相続税の補完税である贈与税の適正な課税を実現するために、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努めており、無申告事案を中心に、贈与税の調査を実施しています。
- 平成30事務年度においては、贈与税事案に対する実地調査を63件（前年対比73.3%）実施しました。このうち、申告漏れ等の非違があった件数は63件（同75.0%）、追徴税額の総額は1億8,000万円（同78.6%）となっています。

○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

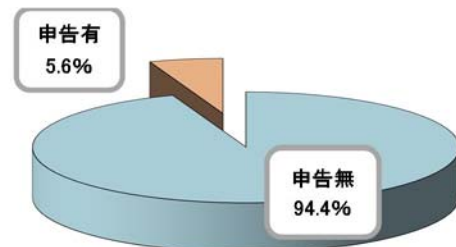
項目		事務年度等		
		平成29事務年度	平成30事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	86件	63件	73.3%
②	申告漏れ等の非違件数	84件	63件	75.0%
③	申告漏れ課税価格	627百万円	484百万円	77.2%
④	追徴税額	229百万円	180百万円	78.6%
⑤	1 実地調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	729万円	768万円	105.3%
⑥	追徴税額 (④/①)	266万円	286万円	107.5%

○ 調査事績に占める無申告事案の状況（平成30事務年度）

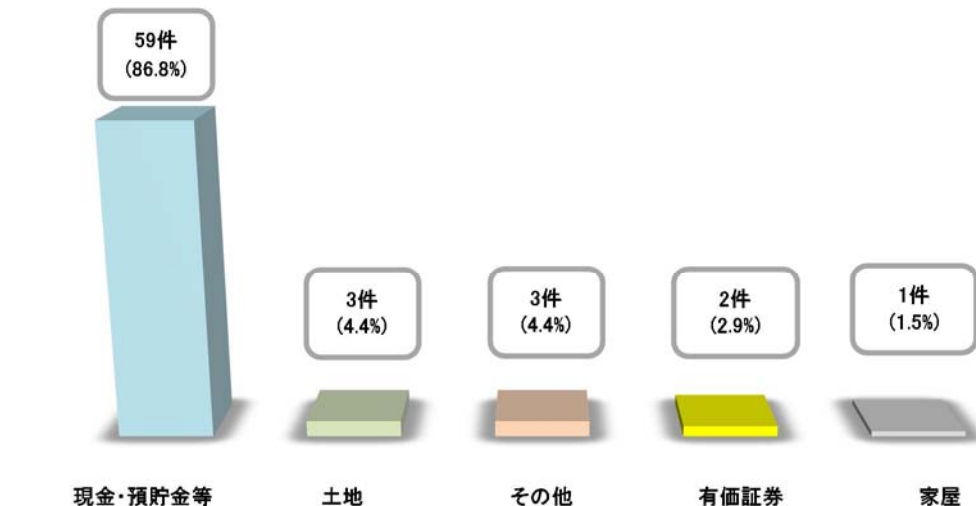
(1) 申告漏れ等の非違件数の状況



(2) 申告漏れ課税価格の状況



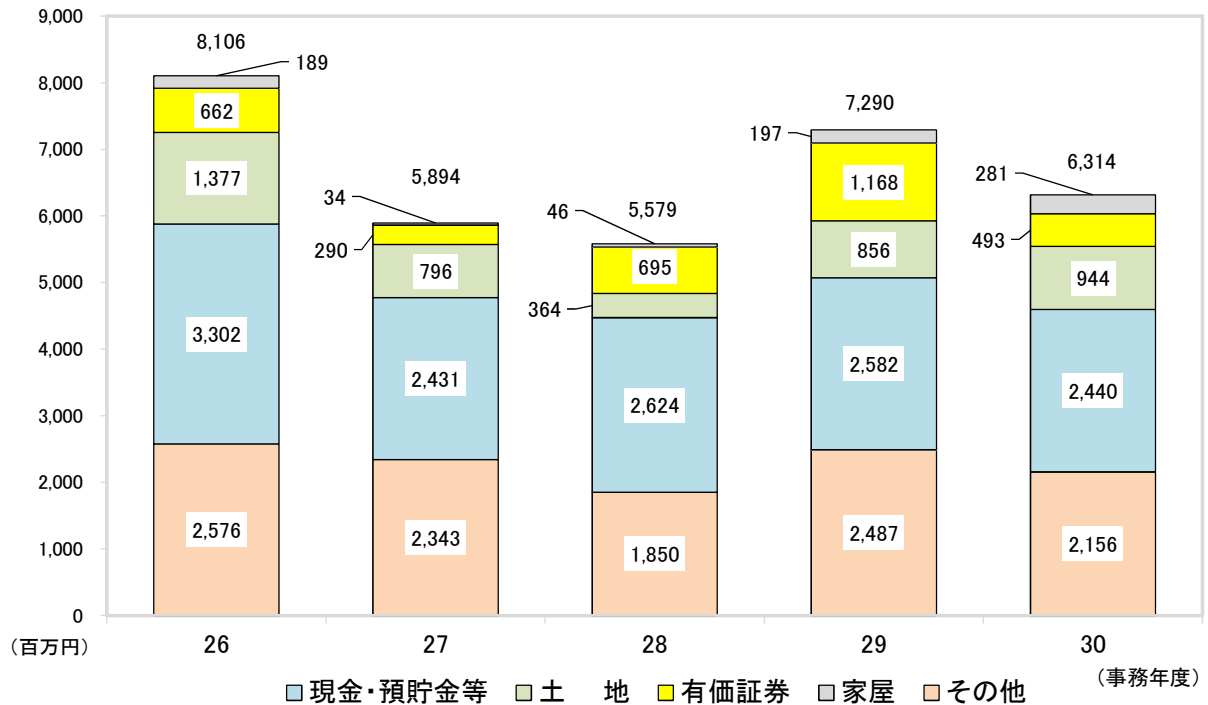
○ 調査事績に係る財産別非違件数（平成30事務年度）



(注) 各財産の件数は非違件数(延件数)、()内の数値は構成比。

Ⅲ 参考計表

1 相続税の実地調査に係る申告漏れ相続財産の金額の推移



2 相続税の実地調査に係る申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

